

## シンジケートローンの譲渡性向上に関する提案

### 1. はじめに（本提案の背景と目的）

シンジケートローンは、譲渡のための手当てを予め契約で規定し、貸出実行当初から譲渡されることを想定した商品性、つまり、「市場性」をその商品特性の一つとしている。一方で、そのシンジケートローンにおけるセカンダリーの市場規模は、プライマリー市場に比して非常に小さく、プライマリー市場とセカンダリー市場がアンバランスな関係にあるのが実態である。シンジケートローンのさらなる発展のためには、このセカンダリー市場の拡大が喫緊の課題であることは、多くの市場参加者が認識しているところである。

しかしながら、その「市場性」を特徴とするシンジケートローンの譲渡取引において、「譲渡の際に発生するエージェントに対する手続きが煩雑」というような市場参加者の声に反映されているように、シンジケートローンの譲渡取引において、実務上の手続きを効率化する余地があると考えられる。健全なシンジケートローン市場の育成のためには、この点を明確にし、早期に改善を図る動きが望まれる。

JSLA では、上記のようなシンジケートローンの譲渡取引における実務上の手続きを効率化するための議論を行うワーキンググループを立上げ、従来の手続き・慣行等における課題点の抽出、さらには、それらの課題を解決するための対応策をとりまとめた。本稿は、その対応策を当ワーキンググループの成果物として公表するものである。また、今回のワーキンググループで議論された課題のうち、解決策を導くまでに至らなかった事案についても、今後の課題として本稿に掲載する。

なお、本提案における検討は、基本的には現行の民法その他関係法令を前提としたものであるが、債権譲渡における「債務者以外の第三者に対する対抗要件」や「債務者に対する権利行使要件」の整備等を始めとする、民法（債権法）改正をめぐる議論（民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」に現れた議論）にもある程度配意しつつ、検討を行った次第である。

JSLA では、平成 14 年 12 月に「貸付債権の譲渡性（transferability）に関する考察（「考察ペーパー」）」を、平成 15 年 11 月に「JSLA 契約書に基づく貸付債権の譲渡性に関する検討（「検討ペーパー」）」を公表している。考察ペーパーにおいては、貸付債権譲渡に係る原契約（金銭消費貸借契約）上の手当てにつき検討を実施し、検討ペーパーにおいては、JSLA が平成 15 年 4 月に公表したタームローン契約書に基づく貸付債権の譲渡性につき検討を実施した。今回の提案は、上記両ペーパー公表後の実務の蓄積も踏まえ、実務上の課題につき、対応策をとりまとめたものである。

## 2. 実務面の提案

### (1) 譲渡の手続について

#### ① エージェントへの連絡方法

債権譲渡に際して、エージェントへの連絡方法は、原則以下の通りとする。

- ◆事前連絡：譲渡日の5営業日前までに譲渡する旨をエージェントへ通知する（電話・Eメール等による連絡。）
- ◆完了通知：債権譲渡実行後、速やかに「貸付債権等の譲渡完了通知書」（「書式①」を制定）を送付する。

#### 【提案の背景】

- JSLA が平成 13 年 12 月に公表した「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書」（「RCF契約書」）及び平成 15 年 4 月に公表した「タームローン契約書」（「TL契約書」）では、「譲渡人及び譲受人」が貸付債権に係る「譲渡の事実をエージェントに対して直ちに通知する」旨の規定がある（RCF契約書第 30 条(1)項、TL契約書第 26 条(1)項）。しかし、エージェントによるその業務の円滑な遂行への要請を背景とし、貸付人の登録変更等の事前準備を行うため、債権譲渡について譲渡人からの事前の連絡を必要としているのが実務慣行として見受けられる。
- RCF契約書、TL契約書ともに債権譲渡の要件として「エージェントによる事前の書面承諾」までは要求していないものの、実務上用いられている契約書においては、かかる事前承諾を要する旨の規定が含まれるケースが散見される。かかる規定の目的は、エージェントによる貸付人の変更登録等の事前準備を可能にすることであると思料されるが、債権譲渡取引の手続簡素化の観点からは、別途債権譲渡に係る事前連絡の方法を定める等の方法で代替可能と考えられる。
- 実務上、エージェントは、譲渡人と譲受人の捺印のある譲渡完了通知書によって債権譲渡取引の確認を行っているが、かかる譲渡完了通知書の書式が各行でまちまちであり、これを統一することが望ましい。

#### 【実現にむけて】

- エージェントへの事前連絡方法については、事務手続要領へ記載する等、文書化されることが望ましい。当然のことながら、シンジケートローン契約書に記載することも一つの方法である。
- また、元利金支払日直前の譲渡等、さらに詳細な事前連絡に係る期限設定については各行で検討されたい。
- 譲渡完了通知書の書式を JSLA 雛形として本稿にて制定する。

② 原本保管証明等発行手続の明確化

- ◆ シンジケートローンにおいて、貸付債権の譲渡が行われる場合、原則、譲渡人が保有している原本保管証明等（原契約書等の写しを含む。）を譲受人へ引き渡す。
- ◆ 譲渡人が継続して譲渡対象債権の一部を保有する場合は、譲渡人からエージェント宛に譲受人用の原本保管証明等の作成を依頼する。譲渡人は、エージェントにより新規に作成された原本保管証明等を譲受人へ引き渡す。
- ◆ エージェントが作成する原本保管証明等は宛先を「貸付人各位」とし、個別の金融機関名を記載しないことが望ましい。

【提案の背景】

- 譲受人は、通常のシンジケートローンと同様に、貸付債権の譲渡実行の際に原本保管証明等を必要としているが、現状、エージェントには譲渡日前に譲受人へ原本保管証明等を発行する義務はないので、当該書類の発行手続を明確化する必要がある。

【実現に向けて】

- 原則として、譲渡人が能動的に譲受人に原本保管証明等を引き渡すことが望ましい。なお、譲渡人が継続して譲渡対象債権の一部を保有する場合など、譲受人のための原本保管証明等の新規発行が必要な場合は、譲渡人がエージェントに対して発行依頼をする。
- 原本保管証明等の宛先は金融機関を特定しないことで、エージェントが債権譲渡の都度、原本保管証明等を作成しなければならない手間を省略する

③ 譲渡手数料に係る支払請求書の省略

シンジケートローン組成段階で以下を決定し、シンジケートローン契約等に記載することにより、エージェントによる支払請求書の作成を省略することが可能である。

1. 支払人           (原則、譲渡人)
2. 金額           (税別、または税込)
3. 支払日          (＝譲渡日)
4. 支払口座       (＝銀行名、支店名、科目、口座番号、口座名義)

**【提案の背景】**

- 現在の実務においては、債権譲渡取引の都度、エージェントが譲渡手数料支払人宛に「支払請求書」を作成している。
- シンジケートローン契約等において譲渡手数料の具体的な支払方法について記載することによって、支払請求書の作成事務が不要となれば、エージェント事務が軽減され、譲渡手数料の軽減等につながる可能性がある。

**【実現に向けて】**

- シンジケートローン契約書記載事例については、「別添①」をご参照。
- ただし、各行の譲渡手数料支払事務の慣行等により、別途支払請求書が必要となるケースも想定されるため、実際に支払請求書の作成を省略するに当たっては、特に譲渡人サイドの譲渡手数料の支払事務担当者に支払請求書の省略の可否について確認する必要がある。

**(2) 譲渡価格決定について**

① 市場系端末業者による譲渡価格算定ツールの導入

市場系端末の業者が、自らの端末上に、譲渡価格算定ツール（JSLA 方式）を使って譲渡価格の算出機能を備えることは、各ユーザー（譲渡人・譲受人）にとって非常に有益である。

**【提案の背景】**

- 貸付債権の譲渡にあたって、譲渡人と譲受人は、実務上、JSLA が公表している「貸付債権の譲渡価格算定ツール JSLA 方式（JSLA 譲渡価格算定ツール）」を使って、相対で価格決定を行っている。また、市場レートを入力した譲渡価格算出シートを、Eメールや FAX によって、相互に価格の確認を行っている。
- 現在、JSLA 譲渡価格算定ツールを端末上で利用できるようにする機能の追加を検討している市場系端末業者があるが、仮にかかる機能が導入されることになれば、各ユーザー（譲渡人・譲受人）の市場レート・条件等の入力ミスが軽減され、円滑な取引に資するものと思われる。

## ② 適用市場レート（1年超=SWAPレート）の見直し

譲渡価格算定ツールに入力する市場レート（1年超=SWAPレート）は、原則、市場系端末の業者が固定時間に公表する市場レート（ex. Reuters / 17143 ページ（=T.S.R.）、QUICK / MONY150 ページ）を適用することが、値決めの安定性確保に有効と思われる。

## 【提案の背景】

- 現在の実務では、譲渡人と譲受人は、「午前 10 時に市場系端末●●が提供する▲▲ページの市場レート」というように値決めで使用するレートを決める場合、時報によって午前 10 時を確認しながら、市場レートを取得している。しかし、午前 10 時ちょうどの市場レートを取得することは、人的ミスが起りやすく、値決めが不安定である。
- さらには、値決めを行う市場レートの取得方法も各行まちまちである。

## 【実現にむけて】

- 市場系端末業者が公表している固定時間の市場レートを使うことによって、値決めの不安定性を払拭できる。
- TIBOR-LIBOR スプレッドを入力する必要がある場合は、（固定時間の公表レートがないため）引続きリアルタイムの市場レートを使うこととなろうが、SWAP レートに比べて変動が小さいため、大きな影響はないものと思われる。
- ただし、債権譲渡取引に際して SWAP 契約を締結する等、カバー取引を行う場合は、市場系端末業者が公表している固定時間の市場レートを使う有効性が必ずしも当てはまらない点には注意が必要である。

### 3. その他ワーキンググループにて議論した事項

本ワーキンググループの議論を通じて、JSLA としての提案には至らなかったものの、検討課題として認識され、議論の対象とされた事項について、以下に記載する。

#### (1) 「通知方式」による対抗要件具備について

貸付債権の譲渡に係る対抗要件の具備方法について、現状は「承諾方式」（債務者から確定日付ある証書により異議なき承諾を取得する方式）が主流であるが、「通知方式」（譲渡人から債務者に確定日付ある証書により通知する方式）の活用について、議論があった。

#### 【背景】

- RCF 契約書（第 30 条(1)項）、TL 契約書（第 26 条(1)項）ともに、貸付債権が譲渡される場合、「譲渡人及び譲受人は、かかる譲渡について第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備する」と規定しているが、第三者対抗要件及び債務者対抗要件の具備方法としては、債権譲渡について債務者から異議なき承諾を得る「承諾方式」が現状の実務の主流である。当該方式による場合、債権譲渡の都度、借入人に対する承諾書への調印依頼、及び、借入人からの印鑑証明・資格証明の取得が必要となる。
- 上記「承諾方式」による手続に係る負荷を軽減することを目的に、「通知方式」の活用について検討を行った。

#### 【論点】

- 「通知方式」により債権譲渡に係る債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する場合、債務者は、債権譲渡の通知を受け取るまでに生じていた譲渡人に対抗することのできる全ての事由について、譲受人に対抗することが可能（民法 468 条 2 項）であるため、譲受人にとっては譲渡対象債権の弁済を満足に受けられないリスクが存在する。
- RCF 契約書、TL 契約書ともに第三者対抗要件及び債務者対抗要件の具備方法を指定していないが、上記リスクが「通知方式」を活用する際の課題となっており、予め（債権譲渡前に）、譲受人が債務者から譲渡対象債権に係る抗弁の対抗を（実務上合理的に可能な限り）受けないようにするための手当て（抗弁権の切断）を行う必要がある。

## 【検討結果】

### ① 抗弁権の範囲

- 例えば、抗弁の種類を特定せず、債務者に予め包括的な抗弁放棄の意思表示をさせることによって、債務者が有し得る抗弁権をその種類・内容の如何を問わずおよそ包括的に制限することも考えられるが、このような方策については、かかる抗弁放棄の意思表示が信義則等により無効とされるリスクがある。
- 他方で、そもそもシンジケートローンの場合、例えば、同時履行の抗弁等貸付人の債務不履行を理由とする抗弁事由は想定し難く、また、債務者の意思表示の瑕疵に起因する抗弁事由の付着が問題になるケースも実際には考え難い。このように、実務上、債務者が譲渡人に対抗し得る抗弁事由は相当に限られており、実態的には（預金債権等を自働債権とする）「相殺の抗弁権」を問題とすればほぼ足りるように思われる。
- 上記を踏まえ、譲受人が債務者から抗弁の対抗を受けることにより譲渡対象債権の弁済を満足に受けることができないリスクを軽減しつつ、債務者による抗弁放棄の意思表示が無効とされるリスクを抑えるには、債務者が譲渡人に対して有する相殺の抗弁権のみを予め切断する構成とすることが穏当かつ妥当と思われる。

### ② 抗弁権の切断の方法

- ①記載の通り、「債務者が譲渡人に対して有する相殺の抗弁権のみを予め切断」というアプローチによる場合、債務者が予め（債権譲渡前に）、相殺の抗弁権を放棄する旨の意思表示を行う方法が妥当と思われる。
- なお、当該意思表示は、譲渡対象債権の譲受人が特定している状況において行われる場合のみならず、譲渡対象債権の譲受人が不特定の段階において（すなわち、具体的な債権譲渡に先立ち、予め）行われる場合であっても有効であると合理的に解することが可能と思われる。

### ③ 独占禁止法上の留意点

- 金融機関が借入人から事前（債権譲渡前）の抗弁放棄の意思表示を取得することに関しては、当該意思表示に係る書面の取得自体が優越的地位の濫用行為と看做される可能性は低いものの、当該取引をめぐる他の事情、要因次第では、総合的に判断して、当該取引が優越的地位の濫用行為とされる可能性がある点には留意が必要である。従って、借入人から事前の抗弁放棄の意思表示を債務者側の意向・事情を配慮することなく画一的に求めることは厳に慎み、抗弁放棄に係るリスクにつき債務者宛

に十分説明の上、かかるリスクにつき理解を得られる先に限って抗弁放棄の意思表示をさせるなど、債務者毎の個別事情に十分留意した運用が求められる。

④ 契約上の手当て

- 「通知方式」により債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する場合のシンジケートローン契約書上の具体的な手当ては「別添②」の通り。

(2) 貸付債権譲渡契約書の見直し

貸付債権譲渡契約書において、譲渡価格等の受渡に関する事項は、契約書から切り離して、計算書等の別書式に記載することを検討した。

【背景】

- 現状、JSLA 推奨雛形の「貸付債権譲渡契約書」には譲渡価格及び受渡金額を記載することになっているが、当該項目は値決め日（一般的に譲渡日の2営業日前）まで確定しないため、極めて限られた期間内に貸付債権譲渡契約書の調印手続を了しなければならないという実務上の課題がある。
- 上記課題を解決する手当てとして、譲渡価格等の受渡に関する事項を別書式へ記載することを検討した。

【論点】

- 別書式とした譲渡価格等の受渡に関する事項に係る合意形成のエビデンスをどのように残すかがポイントとなる。
- 譲渡人と譲受人が、最終的に合意された譲渡価格等に関して別書式の（簡易化された）書面に相互調印する方法（「相互調印方式」）及び、譲渡人または譲受人の一方が、他方へ計算書等によって一方的に通知する方法（「計算書方式」）のそれぞれについて、別書式とした譲渡価格等の受渡に関する事項に関する合意形成の有効性や事務負荷等についての検討が必要である。

【検討結果】

① 相互調印方式の検討

- 相互調印方式は、極めて限られた期間内に貸付債権譲渡契約書の調印手続を了しなければならないという課題は解消できるものの、調印書類が増えることによる事務負荷増加を考慮すれば、現実的ではない。また、



かかる別書面について貸付債権譲渡契約書と同様の調印権限者による調印を経なければならないとすると、結局、これに係る手間は変わらないことになる。

② 計算書方式の検討

- 一般的な値決めの実務においては、JSLA 譲渡価格算定ツールや、その他これに類する書式（プライシングシート）をEメールないしFAXで送付する等、通常は担当者印による譲渡価格の相互確認を行っている。従って、貸付債権譲渡契約書において、「譲渡価格等の受渡に関する事項は「別途、プライシングシートによる」との規定を置いた上で、担当者印による計算書方式によって譲渡価格等を特定することも可能と考えられる。
- この場合、現行の貸付債権譲渡契約書の相互調印方式と比較すれば、譲渡価格等の合意形成のエビデンスとしては、若干証明力が後退する感があるものの、双方当事者の担当者がそれぞれ社内で適切に授権されている限り、上記合意形成の有効性は認められ得ると解される。
- 計算書方式の活用を検討するにあたっては、計算書方式で譲受人側での資金決済（譲受人から譲渡人への送金）が可能か否かという点の検討に加え、合意形成の有効性及びエビデンスの確保と、事務の効率性の確保とのバランスを考慮しながら、判断することになる。

参考書式

- ① 貸付債権等の譲渡完了通知書
- ② 債権譲渡承諾書
- ③ 債権譲渡通知書



書式①

平成●年●月●日

株式会社●●銀行●●部 ●●室 御中

(譲渡人)

●●

(譲受人)

●●

### 貸付債権等の譲渡完了通知書

今般、[●● (以下「譲渡人」といいます。)] [譲渡人]は、平成●年●月●日 (以下、「譲渡日」といいます。) 付で、下記原契約第●条第●項に基づき、原契約に基づく譲渡人の貸付債権及びこれに関連する一切の権利 (以下「譲渡債権等」といいます。) を[●● (以下「譲受人」といいます。)] [譲受人]へ譲渡致しましたので、エージェントである貴行に対し、その旨ご通知申し上げます。

なお、譲受人は、譲渡日以降、原契約上の譲渡人の義務のうち譲渡債権等に関する一切の義務を負い、各条項に拘束されることを承諾致しております。また、[借入人は、かかる譲受人への譲渡債権等の譲渡について、譲渡日付で確定日付ある証書による承諾を行っており]OR[譲渡人は、かかる譲受人への譲渡債権等の譲渡について、借入人に対し、譲渡日付で確定日付ある証書による通知を行っており]、譲渡人から譲受人に対する譲渡債権等の譲渡に係る第三者対抗要件及び債務者対抗要件が具備されております。

記

借入人	■■■
原契約	平成●年●月●日付シンジケートローン契約書
譲渡元本金額	[トランシェ●:] 金●●●●円
[実行日] ※	[平成●年●月●日]
[満期日] ※	[平成●年●月●日]

※ コミットメントライン契約等に基づく個別貸付債権を譲渡する場合、実行日・満期日を記載する。

書式②

## 債権譲渡承諾書

平成●年●月●日

譲受人    ●●● 御中  
 譲渡人    ▲▲▲ 御中

当社は、譲渡人が、平成●年●月●日付で、下記原契約に基づく譲渡人の貸付債権及びこれに関連する一切の権利（以下「譲渡債権等」といいます。）を譲受人に対し譲渡したことにつき、ここに異議なく承諾します。なお、当社は、事情の如何を問わず、当社が譲渡人に対して有する譲渡債権等に係る抗弁権を、譲受人に対して一切主張しないものとします。

記

借入人	■■■
原契約	平成●年●月●日付シンジケートローン契約書
譲渡元本金額	[トランシェ●:] 金●●●円
[実行日] ※	[平成●年●月●日]
[満期日] ※	[平成●年●月●日]

※ コミットメントライン契約等に基づく個別貸付債権を譲渡する場合、実行日・満期日を記載する。

以上

確定日付

(借入人・記名捺印)

---

書式③

## 債権譲渡通知書

平成●年●月●日

借入人 ■■■■ 御中

当行は、平成●年●月●日付で、下記原契約に基づく当行の貸付債権及びこれに関連する一切の権利〔以下「譲渡債権等」といいます。〕を●●●（以下「譲受人」といいます。）に対し譲渡したことにつき、貴社に対し、ここにご通知申し上げます。

〔なお、譲受人は、譲渡日以降、原契約上の当行の義務のうち譲渡債権等に関連する一切の義務を負い、原契約の各条項に拘束されることを承諾致しております。〕

### 記

借入人	■■■■
原契約	平成●年●月●日付シンジケートローン契約書
譲渡元本金額	[トランシェ●:] 金●●●●円
[実行日] ※	[平成●年●月●日]
[満期日] ※	[平成●年●月●日]

※ コミットメントライン契約等に基づく個別貸付債権を譲渡する場合、実行日・満期日を記載する。

以上

確定日付

(譲渡人・記名捺印)

## 別添① (譲渡手数料にかかる支払請求書を省略する際の契約書記載事例)

タームローン契約書 (JSLA平成15年度版)<sup>1</sup>

## 第25条 (地位の譲渡)

- (1) 借入人は、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡することができない。
- (2) 貸付人は、個別貸付の実行を行うまでの間、借入人及びエージェントが書面により事前に承諾し (第20条または第26条に規定する貸付債権の譲渡についてはこの限りではない。)、かつ、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、本契約上の地位及びこれに伴う権利義務の全部または一部を第三者に譲渡することができる (以下、本条においてかかる譲渡を行った貸付人を「地位譲渡人」といい、かかる譲渡を受けた者を「地位譲受人」という。)。なお、借入人及びエージェントは、合理的な理由なくかかる承諾を拒むことはできず、エージェントは、かかる譲渡が行われた場合、全貸付人に通知する。
- ① 本契約上の地位の一部の譲渡があった場合には、譲渡日以降地位譲渡人と地位譲受人が共に本契約上の貸付人となり本契約の各条項が適用されること。
  - ② 地位譲受人が[地位譲受人の業種等]であること。
  - ③ かかる譲渡が本契約上の地位の一部について行われる場合には、(i)地位譲受人へ譲渡する貸付義務及び(ii)譲渡後に地位譲渡人が負担する貸付義務の金額がいずれも●●億円以上であること。
  - ④ かかる譲渡後の個別貸付の実行において源泉徴収税等が発生し、地位譲受人に対する借入人の支払利息額が増加しないこと[ (但し、貸付人の日本における貸付業務の廃止によって海外関連会社に本契約上の地位を譲渡する場合を除く。) ]。
- (3) 前項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用等については、地位譲渡人[または地位譲受人]が全て負担する。また、地位譲渡人[または地位譲受人]は、かかる譲渡を行う日までに、かかる譲渡に関連する事務手続の対価 (本項において「地位譲渡事務手数料」という。) として、1地位譲受人当り●●万円を消費税と合わせてエージェントに対し、下記の銀行口座に振り込む方法により支払う。[なお、地位譲渡人[または地位譲受人]は、地位譲渡事務手数料を振込送金する際、送金依頼人名を自己の商号 (社名) とするものとする。]

<sup>1</sup> リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書(JSLA平成13年度版)第29条、第30条についても、同様の対応をなすことになる。

記

銀行： ●  
 支店名： ●  
 口座種別： [普通][当座]  
 口座番号： ●●●●●●●●  
 口座名義： ●●●●●

第26条（貸付債権の譲渡）

- (1) 貸付人は、本契約上別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、貸付債権の譲渡を行うことができる。なお、譲渡人及び譲受人は、かかる譲渡日付で、かかる譲渡について第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備するものとし、この場合、譲渡人及び譲受人は連名で、また、借入人は単独で、かかる譲渡の事実をエージェントに対して直ちに通知する。本項に基づく貸付債権の譲渡が行われた場合、本契約上の譲渡人の権利のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の権利は譲受人に移転するものとし、また、譲受人は本契約上の譲渡人の義務のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の義務を負うものとする。借入人は、かかる譲受人への権利の移転及び譲受人による義務の負担につき、予め承諾するものとする。この場合、かかる貸付債権についての本契約の各条項の適用にあたっては、譲受人を貸付人として取り扱うものとする。
- ① 譲受人が譲り受けた貸付債権について、本契約の貸付債権に関連する各条項に拘束されること。
  - ② 譲受人が、[譲受人の業種等]であること。
  - ③ かかる譲渡が貸付債権を分割して行われる場合には、分割後の貸付債権の金額がいずれも●●億円以上であること。
  - ④ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、譲受人に対する借入人の支払利息額が増加しないこと〔（但し、貸付人の日本における貸付業務の廃止によって海外関連会社に譲渡する場合を除く。）〕。
- (2) 前項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用については譲渡人[または譲受人]が全て負担する。また、譲渡人[または譲受人]は、かかる譲渡を行う日までに、かかる譲渡に関連する事務手続等の対価（本項において「貸付債権譲渡事務手数料」という。）として、1 譲受人当たり●●万円を消費税と合わせてエージェントに対し、前条第(3)項に規定する銀行口座に振り込む方法により支払う。〔なお、地位譲渡人[または地位譲受人]は、貸付債権譲渡事務手数料を振込送金する際、送金依頼人名を自己の商号（社名）とするものとする。〕

タームローン契約書 (JSLA平成15年度版)<sup>2</sup>

## 第26条 (貸付債権の譲渡)

(1) 貸付人は、本契約上別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、貸付債権の譲渡（以下、本条において「債権譲渡」という。）を行うことができる。なお、譲渡人及び譲受人は、かかる債権譲渡について第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備するものとし、この場合、譲渡人及び譲受人は連名で、また、借入人は単独で、かかる譲渡の事実をエージェントに対して直ちに通知（以下、本条において「エージェント通知」という。）する。本項に基づく債権譲渡が行われた場合、本契約上の譲渡人の権利のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の権利は譲受人に移転するものとし、また、譲受人は本契約上の譲渡人の義務のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の義務を負うものとする。借入人は、かかる譲受人への権利の移転及び譲受人による義務の負担につき、予め承諾[するとともに、借入人は、[譲渡人及び]譲受人に対して<sup>3</sup>、借入人の譲渡人に対する債権をもってする相殺の抗弁権を予め放棄]<sup>4</sup>するものとする。この場合、かかる貸付債権についての本契約の各条項の適用にあたっては、譲受人を貸付人として取り扱うものとする。

- ① 譲受人が譲り受けた貸付債権について、本契約の貸付債権に関連する各条項に拘束されること。
- ② 譲受人が、[譲受人の業種等]であること。
- ③ かかる譲渡が貸付債権を分割して行われる場合には、分割後の貸付債権の金額がいずれも●●億円以上であること。
- ④ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、譲受人に対する借入人の支払利息額が増加しないこと[（但し、貸付人の日本における貸付業務の廃止によって海外関連会社に譲渡する場合を除く。）]。

<sup>2</sup> リボリング・クレジット・ファシリティ契約書(JSLA平成13年度版)第30条についても、同様の対応をなすことになる。

<sup>3</sup> 抗弁放棄の意思表示の相手方については、民法（債権法）改正の議論の中では、特に抗弁放棄の意思表示の相手方が譲受人に限定されていたものではないが、抗弁放棄の意思表示の相手方としては譲受人に対してなされることが自然と考えられるので、ここでは抗弁放棄の意思表示の相手方として「譲受人」あるいは「譲渡人及び譲受人」とする記載としている。なお、本提案3(1)②において述べたとおり、譲受人が抗弁放棄の意思表示の時点で特定されていない場合でも、必ずしも当該抗弁放棄の意思表示自体を無効と解する必要はないと考えられる。

<sup>4</sup> ブラケット内の文言は、借入人に相殺の抗弁を予め放棄させる場合に規定することを想定している。

- (2) 前項に基づき債権譲渡を行ったことにより発生する費用については譲渡人[または譲受人]が全て負担する。また、譲渡人[または譲受人]は、かかる債権譲渡に係るエージェント通知を行う日までに、かかる譲渡に関連する事務手続等の対価として、1 譲受人当たり●●万円を消費税と合わせてエージェントに支払う。